

令和7年第4回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年12月4日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 5 議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第 6 議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の協議について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(9名)

1番	安部潤一	2番	太田久之
3番	鈴木ゆきこ	5番	岩瀬康陽
6番	御園生明	7番	松野唱平
8番	大倉正幸	9番	森川剛典
10番	加藤喜男		

欠席議員(1名)

4番 河野康二郎

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫	副町長	佐久間静夫
教育長	糸井仁志	総務課長	河野勉
企画財政課長	江澤卓哉	企画財政課主幹	小澤元晴

税務住民課長	松	崎	文	昭	福祉課長	山	本	和	人
健康保険課長	長	谷	英	樹	生活環境課長	三	上	達	也
産業振興課長 心得	荒	井	和	紀	建設課長	高	徳	一	博
ガス課長	金	坂	美	智子	教育課長	三	ツ	本	勝
教育課主幹	山	口	重	之					

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今	井	隆	幸	書	記	山	本	裕	喜
書	記	荒	井	廉						

○議長（松野唱平） 皆さん、こんにちは。

本日も公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告いたします。

河野議員から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和7年第4回長南町議会定例会、第2日目を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎議案第1号～議案第7号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第1、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の協議についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） 議案第1号から議案第7号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、保健師の専門性に応じた適正な処遇を実現し、人材確保及び保健サービスの向上につなげるため、保健師を対象とする医療職給料表の新設に伴い、本条例の一部改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として、通称こども誰でも通園制度が創設されました。

これを受けて、改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定により、新たに長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に

ついてでございますが、本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、関係する3つの条例について一括して条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定についてでございますが、町の最上位計画となる総合計画について、今年度前期基本計画の期間が終了することから、令和8年度からの5か年を期間とする後期基本計画を策定するに当たり、長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は、主に障害児施設措置費及び訓練等給付費の扶助費の追加をするもので、歳入歳出予算それぞれに5,210万4,000円を追加し、予算の総額を49億8,908万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、4月の人事異動に伴い共済費に不足が生じることから、歳入歳出それぞれに24万3,000円を追加し、予算の総額を11億2,273万5,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の協議についてでございますが、本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することから、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第1号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の2ページ及び参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、参考資料1の改正の趣旨でございますが、保健師の専門性に応じた適正な処遇を実現し、人材確保及び保健サービスの向上につなげるため、保健師を対象とする医療職給料表を新設するものです。

本町で採用しております保健師は、一般職給料表に基づき給料を支給しておりますが、近隣町村を含み多くの町村では医療職給料表を採用し、給料を格付しております。それにより、初任給基準額の比較などで他の自治体よりも低い額となっており、保健師採用時の足かせとなっていることから、他の自治体も採用している医療職給料表を採用するため、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、一般職の職員の給与等に関する条例中、新たに第5条第1項に第3号としまして医療職給料表を加え、別表に医療職給料表、別表第2の2を加えます。

次に、施行日ですが、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、第2項に、この条例の施行の日の前日において別表第1の行政職給料表の適用を受けている保健師は、改正後の長南町一般職の職員の給与等に関する条例、別表第2の2の医療職給料表を適用すること。第3項として、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを記載してございます。

なお、参考資料の2ページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号から議案第3号までの内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、初めに議案第2号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書10ページをお願いいたします。また、参考資料の16ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として、通称こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日から給付化されます。

改正後の児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項において、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、または参酌するものとされたことから、新たに長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

参考資料17ページをお願いします。

2の制定の内容でございますが、国が示す基準に必ず適合しなければならない従うべき基準と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる参酌すべき基準がありますが、条例制定の基本的な考え方として、

国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国の定める基準をもって、長南町が条例で定める基準としております。

条例は全30条で構成し、構造を明確にするため章立てし、第1章、総則は第1条から第20条まで、第2章、乳児等通園支援事業は第21条から第28条まで、雑則は第29条から第30条として構成しております。

主な条例の内容を申し上げます。

議案書10ページになりますが、第1条は条例の趣旨を、第2条はこの条例における定義を、第3条は最低基準の目的として、明るくて、衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

第4条では、最低基準の向上として、町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとしております。

11ページになります。

第5条では、最低基準と乳児等通園支援事業者として、事業者は、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならない旨を、第6条では、乳児等通園支援事業者の一般原則として、利用乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重しなければならない。地域社会との交流及び連携を図り、運営内容を適切に説明する。自ら評価を行い、常にその改善を図る旨などを規定しております。

第7条では、乳児等通園支援事業者と非常災害として、消火器具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない旨を、第8条では、安全計画の策定等として、利用乳幼児の安全確保のため安全点検、職員、事業所外での活動、取組等を含めた生活、その他日常生活における安全指導、職員研修及び訓練について安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的に行う旨を規定いたしております。

12ページになります。

第9条では、自動車を運行する場合の所在の確認として、事業所外での活動等のために自動車を運行するとき、利用乳幼児の乗車及び降車の際に点呼、その他の方法により所在を確実に把握すること。送迎のため自動車を運行するとき、利用乳幼児の見落とし防止装置を備え、所在の確認を行う旨を規定しております。

参考資料18ページをご覧くださいと思います。

上から3段目、第10条では、職員の一般的条件として標準的な条例では規定されておりませんが、他市町村でも規定しております、アンダーラインを引いてございます、職員は、長南町暴力団排除条例第2条第2号、第3号の暴力団員等と認められる者であってはならない旨を追加しました。

議案書12ページにお戻りいただき、第11条では、職員の知識及び技能の向上等として、職員は、常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない旨を、第12条では、他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準として、運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる旨を、13ページになりますが、第13条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則として、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または費用を負担するか否かによって差別的扱いをしては

ならない旨を、第14条では、虐待等の防止について規定し、第15条では、衛生管理等として、設備、食器等または飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じることや感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を、第16条では、食事として、事業者は利用乳幼児に食事を提供する場合、外部からの搬入を含むものでございますが、当該施設に調理機能を有する設備を設けなければならない旨を、第17条では、内部規程として、事業者は通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない旨を規定しております。

14ページになりますが、第18条では、事業所に備える帳簿として、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない旨を、第19条では、秘密保持等として、職員及び職員であった者は、正当な理由なく秘密を漏らしてはならない旨を、第20条では、苦情への対応として、苦情受付窓口の設置、市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を講じなければならないことを、第21条では、事業の区分として、一般型及び余裕活用型で、一般型は余裕活用型以外のものをいい、余裕活用型は、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所において、その利用定員の範囲内で行うものをいうと規定し、15ページになりますが、第22条では、一般型設備の基準として、乳児室は満2歳未満の乳幼児のうち匍匐しない者1人につき1.65平方メートル以上、匍匐室は満2歳未満の幼児のうち匍匐する者1人につき3.3平方メートル以上、保育室または遊戯室は満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、保育室または遊戯室には必要な用具を備えること。保育室等を2階に設ける場合、建築基準法または建築基準法施行令や、16ページにかけてになりますが、こちらの表に記載の設備が1つ以上設けられていることや建築基準法に基づく構造の屋内、屋外の階段や耐火構造となるようにしなければならないとしております。

17ページになりますが、第23条では、設備及び職員の基準の特例を、第24条では、職員として、事業所には保育士、地域限定保育士、その他乳児等通園支援に従事する職員として研修を修了したものを置かなければならない。また、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする旨を、18ページになりますが、第25条では、乳児等通園支援の内容として、一般型の乳児等通園支援は指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならないとし、第26条では、保護者との連絡として、一般型の通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接に連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めなければならないとし、第27条では、余裕活用型の設備及び職員の基準として、保育所、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼保連携型認定こども園または家庭的保育事業等を行う事業所の基準の定めるところによるものとしております。

19ページになります。

第28条では、準用として、一般型通園支援の第25条及び第26条の規定を余裕活用型通園支援事業に準用する旨を、第29条では、電磁的記録として、帳簿等の電磁的記録について規定し、第30条では、委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料として17ページから20ページに、条例で規定している主な内容を記載した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号 長南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書21ページをお願いいたします。また、参考資料の21ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、関係する3つの条例について一括して条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、1点目として、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたこと、2点目として、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことでございます。

保育士と地域保育士の違いについてでございますが、保育士は全国一律の資格で、勤務地は取得後すぐに全国どこでも保育士として働くことができます。試験は、一般の保育士試験は全国で実施され、特定の地域に限定されません。

地域限定保育士は、勤務地は合格した地域で3年間勤務する制限があり、3年経過後は地域限定保育士としての制限がなくなり、通常の保育士資格となり、全国どこでも働くことができます。試験は、一部の自治体でしか実施されませんが、千葉県で実施予定とのことでございます。通常の保育士試験で合格した科目は免除されるなど、合格科目を複数回利用して資格取得のチャンスを増やすことができるとされておりす。

議案書21ページになりますが、第1条では、長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございまして、第15条の改正は、第25条において認定こども園法を引用することになるため、「この号及び次号において」を削るものでございます。

第25条中の改正は、職員による虐待等の禁止を規定しておりますが、児童福祉法第33条の10に新たに第2項、第3項が加わったことによる条項ずれのため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める改正でございます。

第2条では、長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございまして、第12条では虐待等の禁止を規定していますが、先ほど同様、児童福祉法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項、第47条第1項については、本町では現時点で地域限定保育士を採用する予定はございませんが、法律の改正に合わせて改正しておく必要があることから、それぞれ地域限定保育士を加える改正でございます。

22ページになりますが、第3条では、長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正でございまして、第10条第3項第1号については、先ほどの第2条の改正内容同様に地域限定保育士を加える改正でございまして。

第12条については、条項ずれのため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

参考資料23ページから28ページについては、新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

議案第2号及び議案第3号につきましてご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これでは議案第2号から議案第3号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第4号から議案第5号までの内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定についての内容の説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定について。

長南町第5次総合計画後期基本計画を別冊のとおり策定することについて、長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

計画内容につきましては、12月1日の議会全員協議会においてもご説明させていただいておりますので、本日はそれを踏まえ、計画の概要をご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、別冊の後期基本計画をご覧ください。

まず、1ページ目の目次でございまして、本計画は、第1編、序論、第2編、基本構想、第3編、後期基本計画、第4編、第3期長南町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4編構成となっております。

2ページからが第1編、序論となっております。そして、3ページから6ページまでが第1章、総合計画の概要でございます。

本町では、令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とする第5次総合計画を、町の最上位計画として位置づけております。総合計画は、町政運営の基本理念を示すものであり、各分野の施策を横断的かつ体系的に整理した、言わば町づくりの設計図でございます。将来像として掲げているのは、「人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南」であります。

令和3年度から7年度までの前期5年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、生活様式、働き方の変容が進んだ期間でありました。行政運営におきましても、柔軟な対応や新たな手法が求められ、町と

しても新しい課題に向き合う必要が生じました。

こうした社会情勢の変化や前期の実績、課題を踏まえ、令和8年度から12年度までの後期計画期間に向けて町の施策の方向性を明確にするため、今回後期基本計画を策定するものでございます。

後期計画の策定に当たり、まず、本町の現状を正確に把握することが重要でございます。

7ページから16ページの第2章、長南町の現状では、人口、産業、生活基盤などの実態を整理しており、人口の推移と構造につきましては、8ページになりますが、本町の人口は昭和30年の1万5,081人をピークに、長期的な減少傾向が続いております。令和2年には7,198人となり、およそ半分まで減少しました。生産年齢人口は48.2%、年少人口は7.2%、そして高齢化率は44.7%と、県内でも高い水準でございます。特に高齢化率の進展は、福祉、医療、地域コミュニティー、産業など、あらゆる分野に影響をもたらしています。

また、9ページになりますが、出生数は令和5年度で20人ととどまり、死亡数は154人であり、自然減は134人となっております。社会動態でも転出超過が続いており、人口減少の構造的な課題が顕著でございます。

産業、経済の現状につきましては、12ページになりますが、就業者数は平成7年の5,647人から、令和2年には3,282人まで減少いたしました。農業、商業、工業いずれの分野でも減少傾向が続く、担い手不足は深刻な状況でございます。

13ページになりますが、農業では、販売農家数が20年間で約3分の1となり、農地の管理や獣害対策など、地域全体で支える必要性が増しております。

16ページになりますが、一方、観光の分野では圏央道の開通効果もあり、令和5年の観光入り込み客数は45万8,700人となり、回復基調が見られております。

17ページから26ページの第3章、住民の意識では、住民意識調査から、町民の皆様が感じる長南町の魅力と課題を示してございます。

19ページになりますが、住みやすい理由といたしましては、自然が豊か、交通事故、犯罪が少なく安心して暮らせる、公害が少ないなどといった項目が高い評価を得ております。

一方、20ページとなりますが、住みにくい理由といたしましては、買物が不便、公共交通が不便が突出しており、生活利便性に関する課題が明確でございます。

27ページから30ページの第4章、前期基本計画の評価では、令和3年度から7年度までの前期基本計画について、施策の進捗状況と成果が整理されております。

前期計画における主要施策の中間評価では、80%以上の達成が21施策、50%から80%が2施策、50%未満が1施策となっており、全体としてはおおむね順調に推進されたところでございます。

分野別の成果指標の達成状況につきましては、28ページから30ページのとおりとなります。

31ページから38ページの第5章、長南町の特性と主要課題では、町が直面する中長期的な課題を整理しており、課題内容を抜粋して申し上げますと、人口減少の深刻化、産業基盤の弱体化、生活利便性の低下、災害、防災への備えなどが挙げられます。

後期基本計画を進める上での上位理念が、38ページから54ページの第2編、基本構想に整理されております。将来像を実現するために、町づくりの目標、将来フレーム、広域連携、関連計画との整合、SDGsとの調和が示されております。人口減少時代の町づくりにおきましては、広域的な連携や自治体間の役割分担が不可欠

となること、またSDGsの理念を取り入れ、持続可能な地域社会を形成する視点が重要でございます。

そして、後期基本計画の5年間の施策体系は、55ページから106ページの第3編、後期基本計画で示される6つの基本方針に基づき整理されております。基本方針ごとの施策につきましては、55ページから63ページの基本方針1、社会基盤の充実したまちでは、持続可能な土地利用とインフラの整備、公共交通網の利便性向上、住環境の整備、情報通信基盤の整備が、64ページから72ページの基本方針2、活力と賑わいにあふれたまちでは、農林業の振興、商工業の振興、観光の振興、移住・定住、関係人口の増進が、73ページから79ページの基本方針3、自然と調和した暮らしやすいまちでは、自然環境の保全、上下水道・ガス施設の維持管理、循環型社会の推進が、80ページから90ページの基本方針の4、健康で元気に暮らせるまちでは、健康づくりの推進、医療体制の充実と社会保障制度の健全化、子育て支援の推進、高齢者福祉・障がい者福祉の推進が、91ページから97ページの基本方針5、豊かな心を育み生きる力を学べるまちでは、学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツの推進、歴史・文化の継承と振興が、98ページから106ページの基本方針6、安心・安全に暮らせる協働のまちでは、住民協働の推進、防災・防犯・交通安全の推進、男女共同参画の推進、行財政の健全運営となっております。

107ページから118ページの第4編、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少対策、地域活性化に向けた重点施策を位置づけたもので、長南町第5次総合計画における重点プロジェクトと整合するものでございます。計画期間につきましては、後期基本計画との整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間といたします。

109ページとなりますが、総合戦略では、「まちにしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「まちの内外につなぐ、ひとの流れをつくる」、「若い世代の描くライフスタイルを実現する」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」この4つの基本目標を設定し、まち・ひと・しごと創生に取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた横断的な目標として、デジタルの活用を設定しております。

また、110ページから117ページとなりますが、基本目標ごとに掲げる具体的施策について設定した重要業績評価指標、KPIを示してございます。

118ページには、総合戦略の推進に関する内容を規定しております。

まとめといたしまして、後期基本計画は、人口減少、産業縮小、生活基盤の弱体化など、町が直面する課題に正面から取り組み、町民の皆様が将来に希望を持てる地域社会を構築するための推進すべき施策を体系的に示した計画でございます。また、自然豊かな本町の魅力を生かしつつ、町民、地域団体、事業者、行政が一体となって進める、協働の町づくりを実現するための指針とも言えるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第4号 長南町第5次総合計画後期基本計画の策定についての内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,210万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億8,908万4,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。

1の追加では、気象庁が実施予定の防災気象情報の変更に対応するため、歳出予算で全国瞬時警報システム更新工事を追加し、その財源に充てるため、緊急防災・減災事業、限度額390万円の追加をお願いするものでございます。

2の変更では、既定予算に計上してございます道路舗装修繕工事の財源に充てるため、過疎対策事業の限度額を1億1,980万円から1億3,780万円へ変更し、1,800万円の増額をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費では、当初予算では欠員の生じた議員数により報酬等を計上してございましたが、今年度の補欠選挙により定数となったため、不足する1節報酬154万8,000円及び3節職員手当等33万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費、12節委託料で、子ども・子育て支援金制度創設に対応するための人事・給与システム改修委託料99万円の追加をお願いするものでございます。

5目財産管理費、10節需用費で、空調機関連の修繕などにより修繕料124万8,000円、料金改定及び猛暑による使用量増によるガス分の燃料費123万6,000円の計248万4,000円の追加をお願いするものでございます。

7目交通安全対策費、10節需用費で、スローフォーキッズ宣言に伴う啓発用マグネットステッカーなどに要する費用として、消耗品費53万1,000円の追加をお願いするものでございます。

9目防災対策費、14節工事請負費で、全国瞬時警報システム更新工事396万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、地方債補正でご説明したとおり、緊急防災・減災事業債390万円を充てさせていただくものでございます。

12目過疎対策費では、7節報償費で地域公共交通活性化協議会の開催回数増に伴い、委員報償6万3,000円の追加を、12節委託料で、デマンドタクシーの運行委託料に不足が見込まれることから、新公共交通システム運行業務委託料200万円の追加をお願いするものでございます。

13目諸費では、22節償還金利子及び割引料で、法人住民税等の還付金に要する経費として税等還付金200万円の追加をお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費で、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業の件数増加により、障害児施設措置費（給付費等）扶助1,000万円、10ページとなりますが、共同生活援助及び就労継続支援事業の対象者数の増により、訓練等給付費扶助900万円の計1,900万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、扶助費の2分の1の950万円につきましては民生費国庫負担金を、4分の1の475万円につきましては民生費県負担金を充てさせていただくものでございます。

27節繰出金で、介護保険特別会計予算において人件費が不足し、追加することから、介護保険特別会計繰出金24万3,000円の追加をお願いするものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、22節償還金利子及び割引料で、過年度分交付に係る児童手当交付金返還金1万6,000円の追加をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費では、補助対象となる合併処理浄化槽の設置数が既定予算を上回るため、18節負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金183万3,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、衛生費国庫補助金44万8,000円及び衛生費県補助金62万8,000円の計107万6,000円を充てさせていただくものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、6目農村環境改善センター費では、10節需用費で、キュービクルの過電流継電器などの修繕に要する費用として、修繕料52万9,000円、料金改定及び猛暑による使用量増によりガス分の燃料費40万円の計92万9,000円の追加をお願いするものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費では、旧笠森ドライブイン解体工事に関連し、笠森町営駐車場浄化槽電源移設工事を行うため、14節工事請負費で77万円の追加をお願いするものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、14節工事請負費で、道路維持工事に要する費用が既定予算では不足するため、800万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、地方債補正でご説明したとおり、既定予算に計上済みの道路舗装修繕工事に過疎対策事業債1,800万円を充てさせていただくものでございます。また、これに伴う本目の財源更正により、一般財源において今回の追加予算額800万円を差し引いた1,000万円が減額となるものでございます。

9款教育費では、11ページとなりますが、2項小学校費、1目学校管理費で、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支給件数が増加したことから、18節負担金補助及び交付金について20万円の追加をお願いするものでございます。特定財源、その他につきましては、給付金全額について諸収入の雑入で収入いたします日本スポーツ振興センター災害共済給付金を充てさせていただくものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費の18節負担金補助及び交付金で10万円をお願いすることにつきましても、同様の内容となります。

13款予備費、1項予備費では、今年度、保育所の遊具劣化に伴う入替え、陸上競技場へのイノシシ進入防止対策のためのフェンス設置など、安全管理上の観点などから緊急性を要し、予算に計上されておらず予見できないものであったが、支出不可避なものに対しまして、予備費を既に709万9,000円充当してございます。このため、予備費充当可能額を当初予算の1,000万円に復元させるため、今回709万9,000円の補正予算の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページにお戻り願います。

一般財源所要額といたしまして、普通交付税の留保額を充てさせていただくため、11款地方交付税、1項地方交付税で1,457万8,000円の追加をお願いするものでございます。

15款国庫支出金、16款県支出金、21款諸収入及び22款町債につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

なお、12ページに人件費の補正に係る給与費明細書を、13ページに地方債補正に係る調書を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第5号 令和7年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

議案第4号及び議案第5号につきましてご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第4号から議案第5号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

山本福祉課長。

〔福祉課長 山本和人登壇〕

○福祉課長（山本和人） それでは、議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の長南町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,273万5,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、4節共済費24万3,000円につきましては、4月の人事異動により対象職員の標準報酬月額増加に伴い、共済組合負担金の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源につきましては、一般会計からの運営費繰入金として全額の24万3,000円を充てさせていただくものでございます。

6ページの歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で申し上げたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 令和7年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の協議につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書24ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の協議について。

三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止すること及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の25ページ及び参考資料29ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、参考資料1の協議の趣旨でございますが、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務を廃止することから、規約の一部改正に関する協議を行うことによるものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、まず、第3条第1項第14号、こちらは職員採用試験の合同実施の部分を削除いたします。

次に、別表第1及び第2中におきまして、「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に改めるもので、三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団に係る部分を削除するものでございます。

最後に、別表第2第3条第1項第14号、こちらは職員採用試験の合同実施に掲げる部分の事務の項を削除するものでございます。

議案書26ページをご覧ください。

施行期日は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の

数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の協議につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第1、議案第1号から日程第7、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第1、議案第1号から日程第7、議案第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日5日の本会議は、午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時05分)